

岡崎市子宮頸がん予防接種費補助金要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子宮頸がん予防接種費補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付することにより、ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンの積極的勧奨の差控えにより、予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項に規定する予防接種（以下「定期接種」という。）の機会を逃した平成9年4月2日から平成17年4月1日までの間に生まれた女子であって、定期接種の対象年齢を過ぎてヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種を受けたものについて、当該任意接種の費用の補助を行うことを目的とする。

(規則との関係)

第2条 補助金の交付に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 組換え沈降2価HPVワクチン

組換え沈降2価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（国内での販売名サーバリックス）のことをいう。

(2) 組換え沈降4価HPVワクチン

組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（国内での販売名ガーダシル）のことをいう。

(3) ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種

12歳となる日の属する年度（小学6年生相当）の初日から16歳となる日の属する年度（高校1年生相当）の末日までの間にある女子が、組換え沈降2価HPVワクチンまたは組換え沈降4価HPVワクチンを公費で接種することをいう。

(4) キャッチアップ接種

HPVワクチンの積極的勧奨の差控えにより接種機会を逃した方に対して、公平な接種機会を確保する観点から、時限的に従来の定期接種対象年齢を過ぎて接種を行うことをいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 令和4年4月1日時点で岡崎市に住民登録があること。
 - (2) 16歳となる日の属する年度の末日までにヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種において3回の接種を完了していないこと。
 - (3) 17歳となる日の属する年度の初日から令和4年3月31日までに日本国内の医療機関で組換え沈降2価HPVワクチン又は組換え沈降4価HPVワクチンの任意接種を受け、実費を負担したこと。
 - (4) 補助金の交付を受けようとする接種回数分について、キャッチアップ接種（予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第1条の3第1項の表中ヒトパピローマウイルス感染症の項下欄第2号に該当することにより実施されるヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種をいう。）を受けていないこと。
 - (5) 補助金と同種のものであると市長が認める措置による費用の交付を岡崎市以外の市区町村から受けていないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めた者に対し、補助金の交付を行うことができる。

(補助金の額)

第5条 市長は、第8条第2項の規定により、補助金の交付を行うことが決定した者に対し、前条第1項第3号の実費（最大3回接種分まで。ただし、16歳となる日の属する年度の末日までにヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種として、または令和4年4月1日以降にキャッチアップ接種として1回でも接種をしている場合は、接種した回数分を差し引く）に相当する額（以下「交付額」という。）を支給するものとする。

- 2 交付額は接種を行った医療機関に対し支払った接種費用とし、接種費用に含まれないもの（接種に要した交通費、宿泊費、次条第1項に掲げる書類の発行に要した文書料等）は対象としない。また、予診のみ（説明、相談、カウンセリング等のみを含む）で接種を行わなかった場合の費用は対象としない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする者が次条第1項第1号に掲げる書類を提出しない場合には、交付額は、1回接種分につき一律15,000円とする。

(交付申請及び実績報告)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、岡崎市子宮頸がん予防接種費補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に必要事項を記入し、次の各号に掲げる書類を添付して、令和7年3月31日までに市長に申請及び実績報告しなければならない。

- (1) 第4条第1項第3号の実費を支払った事実、その額を証明できる書類(原本)。
- (2) 補助金の交付を受けようとする者の接種記録・接種回数を確認できる母子健康手帳、予防接種済証又は接種済みの記載がある予診票等(写し)。ただし、接種記録・接種回数を確認できる母子健康手帳、予防接種済証又は接種済みの記載がある予診票等のいずれの書類も添付することができない場合には、岡崎市子宮頸がん予防接種費補助金交付申請用証明書(様式第2号)の提出をもってこれに代えることができる。
- (3) その他市長が必要と認める書類。

(交付決定及び交付額の確定)

第7条 市長は、補助金の交付を受けようとする者から提出された書類等に基づき、交付の可否を審査するものとする。

- 2 市長は、第6条の申請があったときは、その内容を審査し、交付を行うことを決定したときは、岡崎市子宮頸がん予防接種費補助金交付決定及び額の確定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項に規定する額の確定後、申請者からの請求により補助金を交付する。

(支給方法)

第8条 補助金の交付は、申請者から指定された金融機関の口座に振り込むことにより行うものとする。

(不当利得の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者に対し、交付を行った補助金の返還を求めることができる。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第10条 補助金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供しては

ならない。

(関係機関との連携等)

第 11 条 岡崎市は、補助金の交付を行うことの決定のための調査又は過去に決定した交付に係る調査のために特に必要と認めるときは、岡崎市子宮頸がん予防接種費補助金交付申請書で取得している同意の範囲内で、官公署その他の関係機関に対し、必要な資料の提供を求め、又は事実の確認若しくは聴取を行うことができる。

(委任)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に係る事務の実施に必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 4 年 9 月 5 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定により、すでになされた交付申請に係る補助金の交付については、同日以降もなおその効力を有する。